

平成31年4月から36協定届が変わります!

2時間でわかる、36協定の基礎知識

～会社の勤怠管理、その方法で大丈夫ですか?～

36協定さえ締結してしまえば、時間外労働に関わる上限はないものと考えていませんか?
「時間外労働の上限規制」導入を受け、これまでの運用ルールが変更になりました。36協定の法律的な意味や効果等の基本知識や、新たな「時間外労働の上限規制」にともなう協定の締結や変更の手続き、見直しのポイントについて、弁護士・社会保険労務士が分かりやすく解説します。



- 日時** 平成31年4月26日(金) 13:30～ 受付開始 *名刺を1枚をご用意いたします。
13:45～15:25 セミナー 15:25～16:10 グループ・コンサルティング **希望者のみ** 16:10～ 個別相談会
- 会場** **AER7階 アシ☆スタ交流サロン** (仙台市青葉区中央1-3-1 仙台駅西口すぐ)
- 定員** **30名** (1社1名まで) 起業家、経営者、人事・労務担当者など本テーマに興味のある方はどなたでも参加可能です。
*途中退席はご遠慮いただいております。
- お申込み方法** セミナーのお申込みは、HP、FAX、電話、Eメールにて承ります。①お名前、②連絡先(ご住所、電話番号、Eメール)、③所属(会社名、役職名など)をご連絡ください。*FAXでお申込みの際は、下記のFAX申込書をご利用ください。

セミナー内容

- 13:45～14:30** **36協定の法的基礎知識**
セミナーⅠ
*36協定とは何か? *36協定の法的意味 *36協定の紛争事例 について解説します。
講師 松井 拓弥 仙台市雇用労働相談センター相談員
弁護士(金澤法律事務所)
- 14:40～15:25** **36協定の作成・見直しのポイント**
セミナーⅡ
*労働時間とは? *36協定作成と見直しの留意点 *36協定締結・変更の手続き について解説します。
講師 古澤 伸之 仙台市雇用労働相談センター相談員
特定社会保険労務士(古澤伸之社会保険労務士事務所長)
- 15:25～16:10** **グループ・コンサルティング** 数名の参加者に弁護士・社労士が入り、テーマについての理解を深めます。
- 16:10～** **個別相談会** 雇用契約書・就業規則の整合性・適正性、36協定の内容など、労務に関する疑問について、弁護士・社労士が無料で相談に対応いたします。
*希望者のみ



- 主催** 仙台市雇用労働相談センター **共催** 公益財団法人仙台市産業振興事業団(仙台市起業支援センター アシ☆スタ)
- 後援** せんだい創業支援ネットワーク (構成団体: 仙台市、仙台市産業振興事業団、仙台商工会議所、日本政策金融公庫、七十七銀行、せんだい男女共同参画財団、仙台市市民活動サポートセンター)

FAXでのお申込みはこちら **022-774-1753** ホームページから申込みもできます。

会社名		業種	
ご住所			
参加者様 ご氏名		所属部署・ 役職名	
TEL		E-mail	
個別相談会	参加 (相談内容: _____)		不参加

*申込書に記載いただいた個人情報につきましては、本セミナー(4月26日開催)の参加者把握、本センター主催の各種イベント情報提供の目的にのみ使用いたします。



仙台市雇用労働相談センターとは

労務管理に関する不安や疑問を専門家(弁護士・社会保険労務士)に無料で相談できる場所です!!
新規開業直後の企業などが、雇用のルールを的確に理解し、労使紛争を未然に防止するために、各種相談サービスを提供します。(雇用労働相談センターは、国家戦略特別区域法に基づいて設置されるものです。)

仙台市雇用労働相談センター 仙台市青葉区中央1-3-1AER7階 アシ☆スタ交流サロン内
TEL 070-3811-9119/070-3811-9120 (受付時間 平日9:00～17:00)

E-mail info@sendai-elcc.jp ホームページ http://sendai-elcc.jp/ 仙台ELCC 検索

営業時間 平日9時～17時 土日・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)を除く

ホームページから申込みもできます。

